

住所を管轄する交番・駐在所での自主返納

「交通手段がなく、警察署まで行けない」などの事情がある高齢者の方は、交番・駐在所での手続きが可能になります。

交番等での手続きには電話による申込が必要です。

なお、書類作成のため、数回来所いただく必要があります。

受付時間は？

住所地の交番・駐在所 平日 9時 ~ 15時

必要なものは？

免許を返納する方本人が免許証を持参してください。

注意事項

- ・ **全免種返納の場合のみ**受付が可能です。
- ・ **事前申込**：電話による申し込み 平日 9時 ~ 15時
住所地の交番・駐在所に**必ず事前の申し込み**をしてください。
- ・ 代理人による交番・駐在所での自主返納申請はできません。
- ・ 返納手続き後は、一切運転できません。
手続き後の交通手段を用意してください。

免許証の自主返納から5年以内の場合
運転経歴証明書を作成することができます。

氏名	日 本 花 子	昭和10年 6月 1日生
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2	
交付	平成20年 06月 03日 12345-1	
運転経歴証明書		
交付	平成05年07月01日	種
地	平成07年08月10日	種
二種	平成14年09月20日	種
		〇〇〇〇〇 公安委員会

* 所定サイズの写真持参

(たて3cm×よこ2.4cm)

* 証明書作成に手数料がかかります

見本

【詳しいお問合せ】

山形県総合交通安全センター (Tel 023-655-2150)

寒河江警察署 (Tel 0237-83-0110)